肥育農家のみなさまへのお願い //



EU等向けに輸出される牛肉由来の牛には、EU等で使用が禁止されている動物用医薬品 を出生からと畜されるまでの間、一度も使用してはいけないこととなっています。

このうち、我が国で承認されているホスホマイシン(抗菌剤)(※)及びエストラジオール (性ホルモン剤)の成分を含む製剤については、生涯一度も使用していないことを確認した 上で輸出する体制を整備する必要があります。

このため、EU向け認定施設に牛を出荷する場合は、両成分を含む製剤を使用していない ことの確認として、以下が必要になります。

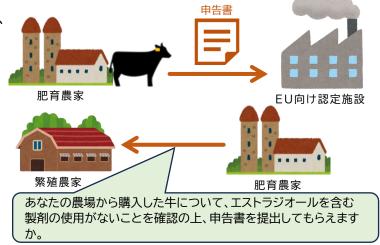
- ① EU等使用禁止薬剤不使用申告書の提出
- ② EU等使用禁止薬剤不使用合意書の作成・保管

※ホスホマイシンは2026年9月3日以降にEU等を通関する牛肉由来の牛に適用

EU等禁止薬剤不使用申告の対応の流れ

EU等向け認定施設への出荷時に不使用申告書を提出 対応1

肥育牛をEU等向けに輸出する場合、出荷時に、 生涯ホスホマイシン及びエストラジオールを含 む製剤が使用された履歴がないことを確認の 上、EU等向け認定施設へEU使用禁止薬剤不 使用申告書を提出。なお、エストラジオールが使 用される可能性がある13か月齢以上の雌牛を 導入した場合には、不使用申告書(確認先の獣 医師名等の記載欄があるもの)の提出を適宜繁 殖農家へ後追いで依頼。



対応2 獣医師と連名でEU等使用禁止薬剤不使用合意書の作成・保管

農場全体でEU等で使用が禁止されている薬剤を使用しな いことについて獣医師(診療所)との連名で合意書を作成・ 保存いただくことで農場における不使用記録とみなし、合意 書に基づいてEU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出しま す。



ホスホマイシンとは?

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられ、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認され ている。

エストラジオールとは?

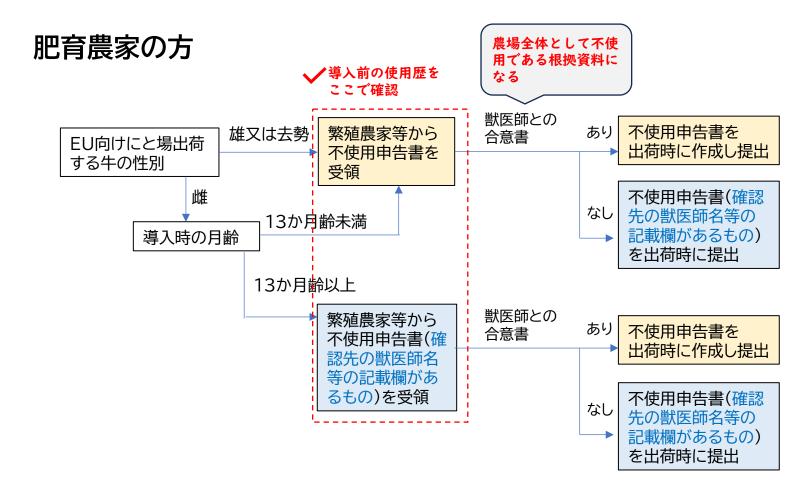
雌牛の発情誘起等の繁殖目的や胎盤停滞等の治療目的に使用され、牛に使用できる製剤と しては3製剤が承認されている。

なお、両製剤とも代替薬が存在します。

(問い合わせ先)

農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班 TEL:03-6744-2130

(参考)使用する申告書のご案内(フローチャート)



繁殖農家の方と酪農家の方

